

平成21年度政策評価書（事後評価）要旨

政策分野 5

政策統括官（経済財政運営担当）
 担当部局名： 政策統括官（経済社会システム担当）
 政策統括官（経済財政分析担当）

（評価実施時期：平成22年8月）

政策名	経済財政政策の推進 【実績評価方式】	根拠となる法令等（2つまで） 内閣府設置法												
政策概要	内外の経済動向を把握しつつ、産業、財政、金融、貿易、雇用等の各分野における個別の政策が全体として統合的なものとなるように誘導し、経済全体の均衡のとれた成長、高い効率性、公正な配分、世界経済との調和を目指す。													
施策名	①企業再生支援機構の監督体制等の整備 ②政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 ③対日直接投資の増進 ④緊急雇用対策の実施 ⑤道州制特区の推進 ⑥民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） ⑦市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 ⑧競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） ⑨国内の経済動向の分析 ⑩国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 ⑪海外の経済動向の分析													
<p>【総合的評価】</p> <p>①に関しては、目標を堅実に達成している。③に関しては、目標達成に向けて一定の進展が見られる。④に関しては、事業を開始し、達成に向けて進展している。②に関しては、アクセス数のカウント方式の変更により、比較困難のため未集計となった。⑤に関しては、「道州制ビジョン懇談会」が廃止され、その下部会合であったシンポジウムも開催されないこととなり、また、道州制特別区域推進会議も同様に当面実施しないこととなったため、未集計等（施策の未実施）とした。</p> <p>⑥～⑧において、すべて目標を着実に達成している。⑥に関しては、PFIアニュアルレポート2009の報告、PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）のとりまとめ・公表を行った。⑧に関しては、公共サービス改革基本方針を全面的に見直すとともに、平成21年12月に行政刷新担当大臣が示した改革の重点分野に関する検討結果を基本方針に反映させた。</p> <p>⑨～⑪については、主要な会議等へ報告され、経済財政政策への貢献が図られている。また、公表物や指標等は迅速にホームページに掲載し、広く国民への情報提供に努めており、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果を提供するという目標は達成されている。</p> <p><施策評価結果一覧></p> <table border="1" data-bbox="368 1547 1350 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>未集計等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>①</td> <td>8 ③④⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2 ②⑤</td> </tr> </tbody> </table>				S	A	B	C	未集計等	1	①	8 ③④⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪	0	0	2 ②⑤
	S	A	B	C	未集計等									
1	①	8 ③④⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪	0	0	2 ②⑤									

評価結果

(必要性)

①～⑤については、我が国経済の発展のため、世界経済との協調と国民生活の安定の確保を前提としつつ、対日直接投資の増進等を推進すること、我が国の厳しい財政状況を背景に、政府の効率化や民間の資金・技術の活用を進め、市場活動の改善にも引き続き取り組むこと、内外経済の動向を適確に把握することが必要である。

⑥や⑧は、民間活力の活用をそれぞれの手法で進める重要な政策であり、これまで行政が独占してきた「公」を企業、NPO等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視している。また、苦情処理件数が既に減少し近年は皆無ではあるが、市場開放問題苦情処理体制（OTO）の窓口の存在は、諸外国との市場取引を円滑に保つ役割を果たし、経済活動に貢献している。

経済財政運営に当たっては、内外の経済動向を的確に把握することが必要不可欠である。現在、⑨～⑪は、月例経済報告等に関する関係閣僚会議等に報告され、政策運営の重要な判断材料となるとともに、内閣府ホームページへの掲載等を通じ、国民に広く情報提供を行っている。その際、ニーズに対応した質の高い分析を行うことが重要である。

(有効性)

①については、機構への関心を高めることができた。②、③については目標達成のための適切な努力を行っている。④については進捗状況の把握を行っている。⑤については、国民的議論の進展に極めて有効であった。

⑥については、PFI事業導入に当たっての実践的な情報、ノウハウの蓄積・提供を行った。⑦については、これまで1,000件余の苦情解決が実現され、これにより我が国に対する直接投資手続の合理化、政府調達を含む市場アクセスの促進が図られている。⑧については、平成22年7月6日の基本方針の閣議決定において、従来に比べると相対的に規模の大きな対象公共サービスが選定された。

⑨については、調査分析結果等が月例経済報告等に関する関係閣僚会議等へ報告され、経済財政政策への貢献が図られている。⑩については、地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等が図られている。⑪については、海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営のための基礎資料を提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営に資し

(効率性)

①～⑤については共通して、重複の排除、既存資源の活用など効率的な予算執行を実施した。

⑥については、委託調査の実施にあたり、一般競争入札及び総合評価方式にて実施する等、経費の削減に努めた。⑦については、苦情持込の実績は平成19年度以降皆無であり、また、処理が未完のままとなっている案件もない状況である。⑧については、全調査を一般競争入札（総合評価方式）にて実施する等、経費の削減に努めた。

⑨～⑪については共通して、印刷物等についての発注の際には、一般競争入札や複数の企業から見積りを取り、最も廉価な業者に発注するなど、効率的な予算執行に努めている。

反映の方向性

①～⑤は、我が国経済の発展のためにも必要性が高いものである。すなわち、我が国経済の発展のため、世界経済との協調と国民生活の安定の確保を前提としつつ、これらの政策を引き続き推進していくことが必要である。

⑥～⑧は、経済活動の円滑化、活性化のためにも必要性が高いものである。全体の課題としては、その推進そのものが挙げられる。⑥に関しては、計画的に実施して行くとともに、予算の拡充を検討する。⑦に関しては、苦情持込実績が近年皆無となっている状況に鑑み、最小限の経費確保を図る。⑧に関しては、公共サービス改革基本方針に沿ってさらに改革に取り組む。

経済財政運営に当たっては、内外の経済動向を的確に把握することが必要不可欠であり、⑨～⑪については今後も継続する。引き続き関係部局との連携を深め、外部有識者からの指摘等も踏まえ、適切なテーマの選定、内容の充実、外部への十分な周知に取り組んでいく。

<反映の方向性一覧>

引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度に新設
①②③④⑤⑦⑧	⑥⑨⑩⑪			